

環境影響評価審査書

58 富士ゼロックス株式会社中井研究所（仮称）建設事業

I 総括事項

富士ゼロックス株式会社中井研究所（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、富士ゼロックス株式会社（以下「事業者」という。）が、足柄上郡中井町境字吉添385番地ほかの面積47,800平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）において、電子写真法による乾式の複写機を基盤とした画像技術等の開発を行う研究所を建設しようとするものである。

実施区域は、第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジの南西約1キロメートルの地域に研究開発を主体とする工業団地の形成を目的とした中井町境地区土地区画整理事業により開発された約530,000平方メートルの区域のほぼ中央に位置している。この工業団地を含む地域は、県が策定した「第二次新神奈川計画」の中で「グリーンテクなかい」整備計画として「西のハイテクゾーン」の一つを形成する地域として位置付けられている。この工業団地（以下「グリーンテクなかいBブロック」という。）では、実施区域の南隣でトヨタテクノクラフト株式会社中井事業所（仮称）建設事業が予定されているほか、数社が進出を計画している。なお、中井町境地区土地区画整理事業については、神奈川県環境影響評価条例に基づく審査が平成元年に終了している。

実施区域の周辺の状態を見ると、秦野中井インターチェンジのほかに、東側約100メートルには流通・工業施設用地として開発された約200,000平方メートルの区域のグリーンテクなかいAブロックや六斗山住宅地が、南西側約500メートルには社会福祉施設の県立中井やまゆり園がある。また、平成4年12月に施行された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）によれば、本件事業の実施される中井町は、自動車の交通が集中し、環境基準の確保が困難であると認められる県内の26市町の一つとして特定地域に指定されている。

本件事業は、このような地域に研究所を建設しようとするものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず、中井町境地区土地区画整理事業に係る環境影響予測評価書（以下「予測評価書」という。）の内容の確保についてである。

グリーンテクなかいBブロックに進出する企業は、予測評価書に記載された環境に関する条件を遵守して事業を計画する必要があるが、本件事業で設置されるボイラーからの窒素酸化物排出量等の排出諸元が明らかでなく、予測評価書の内容を確保できるかどうかを判断することができない。また、排水処理に当たって、有害物質であるカドミウム、水銀を含む濃厚廃液等の分別回収が徹底されない場合には、予測評価書に記載された中井町が管理を予定しているグリーンテクなかいBブロックの集中水質浄化施設の受入基準値を超えるおそれがある。したがって、これらを明らかにし、予測評価書の内容を確保する方策を検討する必要がある。

次に、通勤輸送計画の見直しについてである。

実施区域周辺では、グリーンテクなかいBブロックのほかに、グリーンテクなかいAブロックへの企業進出に伴い通勤車両等の集中が予想されることや中井町が特別措置法に基づく特定地域に指定されたことを考慮し、グリーンテクなかいBブロックに進出する企業と協議を行い、同地区が通勤輸送計画のモデルケースとなるように通勤車両の台数抑制や集中緩和などの方策を具体的に検討する必要がある。

最後に、本件事業が完了し、研究所等が供用された後に、社会情勢の変動、科学技術の発達及び経営者の経営方針の変更などにより、実施区域における土地利用や研究内容を変更する必要があることも考えられる。その場合には、事業者は、事業内容の変更により生ずる環境影響を事前に予測、評価し、極力、環境影響の少ない方法を採用するよう努める必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染について

予測評価書案によれば、空調設備の温熱源として、ガス焚き炉筒煙管蒸気ボイラー4台を設置するとしているが、その燃料である都市ガスの使用量は、1時間当たり1,830立方メートルと比較的多いこと、また、実施区域の位置するグリーンテクなかいBブロックは、今後も工場、研究所の進出が予定されていることなどから、実施区域周辺における窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量は、現状に比べて増加することが予想される。しかも、実施区域の東側には近接して六斗山住宅地が、また、南西側には社会福祉施設の県立中井やまゆり園が立地していることから、現状の大気質を極力維持することが肝要である。したがって、ボイラーからの排出ガス量、窒素酸化物濃度等の排出請元を明らかにし、予測評価書での大気汚染に係る予測結果を踏まえ、その結果によっては、窒素酸化物の削減について検討すること。

2 排水処理計画について

予測評価書案によれば、本研究所では、研究開発用原材料として、有害物質であるカドミウム、水銀を始めとして多種類の化学物質を使用する計画であることから、研究排水にはこれらの物質が含まれることになる。研究排水の処理として、濃厚廃液及び一次洗浄水については分別回収のうえ、専門業者に処分を委託し、二次洗浄水以降の希薄排水については排水処理施設で処理をしたうえで、中井町が管理する水質浄化施設へ放流するとしている。しかし、本研究所に設置される排水処理施設は、希薄排水の処理を目的としたものであることから、濃厚廃液等の分別回収が徹底されない場合には、処理水が水質浄化施設の受入基準値を超えるおそれがある。したがって、基準値を遵守するため、濃厚廃液等の分別回収の方法、希薄排水の排水系統等について具体的に明らかにすること。また、希薄排水には微量の有害物質等が含まれることから、希薄排水が地下に浸透し、土壤汚染を生ずることのないように、排水管の構造、排水処理施設の設置方法等について具体的に検討するとともに、排水処理で発生する汚泥にも有害物質が含まれることから、その処分については万全を期す必要がある。さらに、処理後の水質の監視に当たっては、多種類の化学物質を使用することから、水質の理化学的な分析だけでは不十分と考えられるので、生物モニタリングの実施について検討すること。

3 通勤輸送計画について

予測評価書案によれば、本研究所の総従業員数は、800名で、そのうち自家用車通勤者は、約44パーセントに当たる350名と計画しているが、実施区域周辺では、本研究所のほかに、トヨタテクノクラフト株式会社中井事業所を始めとするグゾーンテクなかいBブロックへの企業進出に伴う通勤車両等の増加や、さらにグリーンテクなかいAブロックからの車両も加わって、入社・退社時を中心に相当数の交通量が予想されること、また、中井町が平成4年12月に特別措置法に基づく特定地域に指定されたことを考慮し、現在グリーンテクなかいBブロックへの進出を確定している企業のみならず、今後進出する企業を含めて協議の場を設けて、同地区が通勤輸送計画のモデルケースとなるように、通勤車両の抑制を念頭に置いた必要な台数の把握や通勤車両の集中を緩和するための方策について具体的に検討すること。

4 安全防災計画について

予測評価書案によれば、本研究所では多種類の化学物質を使用する計画であることから、火災等事故が発生した場合、消火排水とともに有害物質等が実施区域外へ流出するのを防止するため、消火排水については、一時的に貯留し、水質検査を行い、安全を確認した後に放流するとしている。しかしながら、消火排水の貯留容量、集水方法等が明らかでないことから、これらを明らかにするとともに、その結果によっては、貯留容量等を見直すこと。